

平成28年分の申告書から マイナンバー(個人番号)の記載 をお願いします



マイナンバーキャラクター
マイナちゃん

社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)の導入に伴い、平成28年分の申告書からマイナンバーの記載が必要になります。また、マイナンバーを記載した申告書を提出する際には、「番号確認書類の写し」および「身元確認書類の写し」の添付が必要です。市が設置した確定申告会場において申告を予定している方は、「**番号確認書類の写し**」および「**身元確認書類の写し**」を持って申告会場へお持ちください。本人確認書類(番号確認書類および身元確認書類)の写しは、申告書の提出時に添付していただきますので、返却できません。

ご用意いただく本人確認書類

○マイナンバーカードをお持ちの方○

マイナンバーカードの表面および裏面の写しをお持ちください。

(表面)



(裏面)



○マイナンバーカードをお持ちでない方○

次の①②の両方をお持ちください。

①番号確認書類

……通知カードまたは個人番号の記載された住民票の写しどちらか1つ

②身元確認書類

……運転免許証、パスポート、公的医療保険の被保険者証 などいずれか1つ

郵送により作成済みの申告書を提出する場合も、「マイナンバーカードの写し」または「番号確認書類および身元確認書類の写し」が必要です。必ず添付してご提出ください。

郵送により作成済みの申告書を提出する場合

マイナンバーカードは、顔写真などが記載されたカードで、本人の申請により交付される公的な身分証明書だよ。

通知カードは、住民票を有する全ての人に、それぞれのマイナンバーが記載されたカードを簡易書留で各家庭に送られたものだよ。

ポイントは、マイナンバーカードは本人確認のときに公的な身分証明書になるけれど、通知カードは公的な身分証明書にはならないことだよ。

マイナちゃん、マイナンバーカードと通知カードはどう違うの？



マイナンバーキャラクター
マイナちゃん

